平成２２年（フ）第４１４号
秋田市新屋比内町10番59号
債務者　岡部　茂紀
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８３号
茨城県取手市宮和田311番地３　住友石炭鉱業藤代ハイツ403
債務者　金子　武史
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
茨城県取手市岡47番地
債務者　長塚　稚子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
茨城県守谷市けやき台５丁目13番地１ハイツアイダ202号、前住所千葉県千葉市若葉区加曽利町1555番地17
債務者　成田　陽子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
茨城県稲敷郡河内町長竿4636番地河内カーペンターＥ棟201号室、申立時の住所茨城県稲敷郡河内町生板5288番地１
債務者　佐久間郁絵（旧姓瀧・町田）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
茨城県龍ケ崎市野原町71番地、前住所茨城県龍ケ崎市8302番地１
債務者　篠塚　　透
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
茨城県守谷市松ケ丘５丁目16番地17
債務者　齋藤香代子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
茨城県牛久市新地町281番地
債務者　中島　　満
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
茨城県取手市新町４丁目10番８―205号、申立時の住所茨城県取手市白山７丁目６番12―706号
債務者　新田　久代
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
茨城県取手市双葉２丁目５番10号
債務者　坂本　芳郎
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
長野県上高井郡高山村大字高井3305番地12
債務者　黒岩　昭博
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
長野県上水内郡信濃町大字柏原388番地の６
債務者　高橋佐枝子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
長野県北安曇郡白馬村大字北城6172番地　姫川ハイツ201号、前住所長野県北安曇郡白馬村大字北城6094番地
債務者　伊藤恵美子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２３７号
長野県松本市井川城２丁目14番39号　マンション・ロイ・デュ・モン202
債務者　大澤　健太
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２４５号
長野県安曇野市豊科南穂高347番地３
債務者　齊藤　勝吉
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５９号
長野県飯田市川路5027番地９
債務者　松井　香代（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第７３２号
兵庫県芦屋市宮塚町12番４号　２Ｆ
債務者　濵上　典照
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係